

2019年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《13:30～14:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【憲法問題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

XはY県立高等学校（以下「Y高校」という。）の水産科に通学する高校生である。Xは授業で様々な海洋生物と触れあうなかで、海洋生物を含めた海洋資源の保全を強く希求するようになり、捕鯨のあり方について強い問題関心を抱くようになった。Xは2年生になると反捕鯨団体Bの集会や会合に参加するようになり、その年の夏以降、正式な構成員としてBに所属している。

Xの高校での成績は極めて優秀であり、「クジラと共に生きる－調査捕鯨の真実－」と題する作文を執筆した際には、全国の作文コンクールで入賞したこともある。この作文の概要は次のようなものであった。《調査捕鯨の本当の目的は食卓の上に鯨料理を並べることにあり、これは商業目的に他ならない。このような名ばかりの調査捕鯨のための費用を国民の税金で賄うことは、捕鯨の是非に関する見解の一致が国民の間に存在していない以上、国の政策として許されるものではない。》

Xは3年生になった20\*\*年5月、「環境部」なる課外クラブを設立すると、その行動を過激化させていった。Y高校内での反捕鯨ビラの配布はもちろんのこと、「調査捕鯨への税金投入反対」を求める署名活動まで行うようになった。

Y高校側は、こうしたXの行動を深刻に受け止め、Xに口頭注意を行った。その際、「生徒は校内において積極的な政治活動をしてはならない。」と定めた生徒心得を示した上で、今後は反捕鯨に関連する諸活動は行わないよう指導した。しかし、注意を受けたXは、このような学校側の姿勢は捕鯨への税金投入を積極的に容認するものだとして、さらに態度を硬化させた。これ以後、Xは学校側の姿勢を厳しい口調で批判するビラを配布するようにもなった。

こうした一連のXの反捕鯨の活動に対しては、Y高校の他の生徒の保護者から数多くの苦情が寄せられるようになった（もともと、全国模擬試験の学校別平均点を見る限り、特にY高校の生徒の成績が悪化しているわけではなく、他の生徒に学習上の悪影響が及んでいる事実は認められなかった。）。そしてY高校側は、これらの苦情を受け、Xの諸活動をこれ以上放置することはできないと判断し、懲戒処分について定めたY高校学則4条4号の「学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者」に該当するとして、20\*\*年11月25日にXを無期停学処分（以下「本件処分」という。）とした。

本件処分により、Xは、それまでの高校生活において、さらには小学校からの11年間以上にわたって継続してきた皆勤が途切れるだけでなく、高校生活の最後の締めくくりを友人たちと一緒に学校で過ごすことができなくなった。これらのことを非常に無念に感じたXは、学校内で反捕鯨活動をしたという理由だけで無期停学処分というのは納得がいかない、とY高校側に抗議した。しかし、この抗議は奏功しなかったので、Xは本件処分の取消しを求める訴訟を提起しようと考え、法律家甲に相談することにした。

〔設問〕

あなたがこの相談を受けた法律家甲であるとして、もしXから憲法上の争点について助言を求められたならば、どのような見解を述べるか。いかなる憲法上の権利との関係で本件処分が問題になりうるのかを明確にしたうえで、自己の見解に対して想定されうる反論を踏まえつつ、論じなさい。

## B日程 憲法：出題趣旨・解説・講評

### 《出題趣旨》

本問では、高等学校の生徒の政治活動が校則等に基づいて制限される場合について、その合憲性を検討することが求められている。

一般に、政治活動の自由は憲法21条1項の表現の自由の一内容として保障されると考えられるところ（猿払事件最高裁判決、堀越事件最高裁判決等を参照のこと）、もし、生徒にも政治活動の自由が認められると考えるのであれば、このような校則を根拠に懲戒処分を生徒に下すことは、憲法21条1項との間で憲法上の問題を孕むこととなる。

とはいえ、高等学校の生徒はまだ未成年者であり、成人とは異なる考慮が必要な存在である。また、Xの反捕鯨活動が問題となったのは、放課後の学校外においてではなく、普通教育を実施すべき場としての高等学校の内部においてである。本問を解答するにあたっては、これらの点についても考慮することが求められる。

未成年者の人権が成人よりも規制に服しやすいのは、未成年者は精神的・身体的に未成熟であり判断能力が十分でないために、本人の誤った自律的判断によって生じうる重大な害悪から本人を保護する必要があるからだ、一般に考えられている。ただ、一般論としてこのような理屈を受け入れることができたとしても、本問の場合においてもこの理がストレートに当てはまるかについては、慎重な検討が必要である。というのも、Xは反捕鯨活動に打ち込みつつも、成績は優秀であり、学校も皆勤している。具体的にどのような害悪から保護される必要があったのかを明らかにできないのであれば、それは過剰な制限と考えられるからである。

ここでは、さらに他の生徒の保護についても考える必要がある。高等学校は他の生徒にとっても教育を受ける場であるから、他の生徒の学業が妨げられている場合など、他の生徒の保護をするために必要やむを得ないのであれば、ある生徒の政治活動の自由が制限されても、その正当化は可能であろう。ただ、それがXの場合にも当てはまるのか。本問の事案では、全国模擬試験の成績を見る限り学習上の悪影響は認められていなかったことも踏まえた上で、この点について検討することが求められる。

本問では、最終的な結論を合憲とするか、違憲とするかはいずれでもかまわない。ただ、どちらの結論にするにしても、問題文で記されている事実をいかに評価し、それを憲法上の主張にいかに関連づけるかが、本問では問われている。

### 《解説・講評》

本問は、Y県立高等学校学則4条4号の「学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者」への適用が問題となっている。したがって、それを意識した論じ方

をすることが求められていたが、そのような意識が不十分な答案が散見された。憲法の場合であっても、他の法律のときと同様、条文を踏まえた論述を行うことが不可欠である。条文を踏まえることは法律家の原点ともいえるので、今後は十分に注意されたい。

他方、問題文において「自己の見解に対して想定されうる反論を踏まえつつ、論じなさい」と指示されているにもかかわらず、反論を十分に踏まえていない答案も少なくなかった。また、それとは反対に、今回の〔設問〕では、最終的に「あなたの見解」が求められているだけであつたにもかかわらず、自己の見解への反論を独立した項目として立てて、両者を並列的に論ずる答案もあつた。いずれの答案も、出題者の要求にストレートに答えるものではない。これらの答案は、結果的に、他の答案との比較において見劣りするものとなつてしまった。

本問では、学校内において政治活動を行ったことを理由に懲戒処分が下されたことが憲法 21 条 1 項に違反するかどうかも問題となりえた。しかし、その論点には気づいているものの、憲法 21 条 1 項の表現の自由として保障される政治活動の自由がどのようにして制限されているのかを具体的に論ずることができている答案は、少なかった。さらには、あたかも政治活動の制限が自明かのように論じている答案もあつた。人権制限があつたと主張する場合には、その人権制限のメカニズムを具体的に丁寧に論じることが大切である。

本問では、未成年者の人権が制約されているという面も検討することが可能であつた。しかし、そのような検討を行っていた者は一部にとどまつた。上記の出題趣旨にもあるように、未成年者の人権については固有の論点があるので、それを踏まえた論述が本問でも求められていた。

また、一部の答案において、政教分離を論じている者があつたが、Xは宗教的理由で本問のような政治活動を行っているわけではないので、この指摘は本問の解答としては不適切であつた。おそらくエホバの証人剣道受講拒否事件を思い浮かべながら答案を作成したのだろうと予想されるが、本問の事案との距離を十分に見極められていなかったように思われる。

その一方で、教育を受ける権利や教育における政治的中立性といった論点を見いだした答案や、本件における政治活動の自由に対する制限が内容中立規制である点を指摘した答案など、一歩踏み込んだ検討ができているものも少なくなかった。答案を作成するにあたって、ただ多くの論点を提示すればよいというものではないが、より深い検討ができているという点において、これらの答案はより肯定的に評価されてよいだろう。